

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年六月十五日法律第六十六号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。